

島根大学大学院学則

(平成16年島大学則第3号)
(平成16年4月1日制定)
〔平成17年2月2日一部改正〕
〔平成17年3月22日一部改正〕
〔平成18年4月18日一部改正〕
〔平成18年6月20日一部改正〕
〔平成18年9月19日一部改正〕
〔平成19年1月30日一部改正〕
〔平成19年3月26日一部改正〕
〔平成19年10月23日一部改正〕
〔平成20年3月25日一部改正〕
〔平成21年2月9日一部改正〕
〔平成22年2月16日一部改正〕
〔平成24年3月19日一部改正〕
〔平成24年4月9日一部改正〕
〔平成24年5月14日一部改正〕

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 学年，学期及び休業日（第2条・第3条）

第3章 入学（第4条－第14条）

第4章 修業年限及び在学年限（第15条・第16条）

第5章 教育課程及び履修並びに教育職員免許状（第16条の2－第31条）

第6章 休学，復学，留学，退学，転学及び除籍（第32条－第39条）

第7章 賞罰（第40条・第41条）

第8章 課程修了の認定（第42条）

第9章 学位（第43条）

第10章 検定料，入学料及び授業料（第44条－第48条）

第11章 科目等履修生，特別聴講学生，研究生，特別研究学生及び外国人留学生（第49条－第53条）

第12章 特別の課程（第54条）

第13章 雑則（第55条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 島根大学大学院（以下「大学院」という。）は，学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥をきわめ，又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い，文化の進展に寄与することを目的とする。

(教育研究上の目的の公表等)

第1条の2 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を規則等に定め、公表するものとする。

第2章 学年，学期及び休業日

(学年及び学期)

第2条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第3条 定期の休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

開学記念日 10月1日

夏季休業日

冬季休業日

春季休業日

2 前項の休業日のうち、夏季、冬季及び春季の休業日の期間については、学長が別に定める。

3 臨時の休業日は、その都度学長が定める。

4 休業日において必要がある場合には、授業を行うことができる。

第3章 入学

(入学の時期)

第4条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、研究科において必要と認めるときは、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第5条 大学院の修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 大学を卒業した者

二 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

六 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

- 七 文部科学大臣の指定した者
 - 八 学校教育法(昭和22年法律第26号)第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学において認定試験を行い、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - 九 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、大学院の修士課程又は博士前期課程に入学させることができる。
- 一 大学に3年以上在学した者
 - 二 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
 - 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
- 第6条 大学院の博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- 一 修士の学位を有する者
 - 二 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
 - 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - 四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - 五 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - 六 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - 七 文部科学大臣が指定した者
 - 八 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの
- 第7条 大学院の医学博士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- 一 大学の医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学(以下「医学等」という。)を履修する課程を卒業した者
 - 二 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
 - 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
 - 四 文部科学大臣の指定した者
 - 五 医学等を履修する課程に4年以上在学し、又は外国において学校教育における医学等を履修する課程を含む16年の課程を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得し

たものと認めたる者

六 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者で、24歳に達したもの

(入学志願手続)

第8条 大学院に入学を志願する者は、所定の期間に、入学願書及び所定の書類を提出するとともに、検定料を納入しなければならない。

(入学者の選抜)

第9条 前条の入学志願者に対しては選抜を行い、研究科委員会(総合理工学研究科及び法務研究科にあっては教授会をいう。以下同じ。)の議を経て、学長が合格者を決定する。

2 前項の選抜は、学力試験、出身大学の調査書、健康診断書等を総合して行うものとする。

(入学手続及び入学許可)

第10条 合格者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学料を納入しなければならない。ただし、入学料の免除又は徴収猶予の許可を受けようとする者は、入学料免除申請書又は入学料徴収猶予申請書の提出をもって、入学料の納入にかえることができる。

2 学長は、入学手続を完了した者に入学を許可する。

(進学)

第11条 本学の修士課程又は博士前期課程を修了し、引き続き本学の博士後期課程に進学を志願する者については、研究科の定めるところにより、選考の上、研究科長が進学を許可する。

(再入学)

第12条 大学院を中途退学した者又は第39条第2号、第3号若しくは第5号に該当し学籍を除外された者が再入学を志願するときは、研究科委員会の議を経て、相当年次に入学を許可することがある。

(転入学)

第13条 他の大学院に在学する者が転入学を志願するときは、研究科委員会の議を経て、相当年次に入学を許可することがある。

(転専攻)

第14条 大学院に在学する者が所属する専攻の変更を願い出たときは、選考の上、研究科委員会の議を経て許可することがある。

第4章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第15条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育学研究科において、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うコース(以下「短期履修コース」という。)の標準修業年限は1年とする。

3 博士課程(医学博士課程を除く。)の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

4 医学博士課程の標準修業年限は4年とする。

5 法務研究科の専門職学位課程の標準修業年限は、3年とする

6 前各項の規定にかかわらず、第12条及び第13条の規定により入学を許可された者の修業年限については、各研究科において定める。

(在学年限)

第16条 在学年限は、当該課程の標準修業年限の2倍の年数を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、転入学、再入学又は転専攻を許可された者の在学年限は、当該研究科において定める。

第5章 教育課程及び履修並びに教育職員免許状

(教育課程の編成方針)

第16条の2 大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当っては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(教育方法)

第17条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。ただし、法務研究科の専門職学位課程は、研究指導を要しない。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(授業科目及び単位数)

第18条 研究科には、専攻に応じ、教育上必要な授業科目を開設する。

2 前項の授業科目及び単位数は、各研究科において定める。

(成績評価基準等の明示等)

第18条の2 研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当っては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育方法の特例)

第19条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2 研究科に外国人留学生のための英語による特別コースを置くことができる。

(他の大学院の授業科目の履修)

第20条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院を含む。）との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により学生が修得した単位は、10単位を限度とし、大学院において修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により法務研究科の専門職学位課程の学生が修得した単位は、30単位を限度して課程修了の要件となる単位とみなすことができる。

4 前3項の規定は、学生が他の大学院（外国の大学院を含む。）が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

5 前4項に定めるもののほか、他の大学院の授業科目の履修については、各研究科において定める。
（他の大学院等における研究指導）

第21条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等（以下「他の大学院等」という。）との協議に基づき、学生に当該他の大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生が当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項に定めるもののほか、他の大学院等における研究指導については、各研究科において定める。
（単位の授与）

第22条 単位は、履修した授業科目の試験に合格した者に与える。
（成績の評価）

第23条 成績の評価は、秀、優、良、可及び不可とし、秀、優、良及び可を合格とする。ただし、法務研究科の成績の評価は、A+、A、B+、B、C、D及びFとし、A+、A、B+、B、C及びDを合格とする。

2 評価の基準については、別に定める。
（入学前の既修得単位の認定）

第24条 学長は、教育上有益と認めるときは、研究科委員会の議を経て、学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転入学の場合を除き、大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、法務研究科の専門職学位課程においては、当該単位を第20条第3項の規定により修得したものとみなす単位数を合わせて30単位を限度として課程修了の要件となる単位とみなすことができる。

4 前3項に定めるもののほか、入学前の既修得単位の認定の取扱いに関し必要な事項は、各研究科において定める。
（単位の計算方法）

第25条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、学位論文等に係る授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準）

第25条の2 大学院が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当っては、その組み合わせに応じ、前条第1項各号に規定する基準を考慮して研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第26条 修士課程及び博士前期課程の学生は、当該研究科の定める履修方法により、30単位以上を修得しなければならない。

2 博士後期課程及び医学博士課程の学生は、当該研究科の定める履修方法により、所定の単位数以上を修得しなければならない。

3 法務研究科の専門職学位課程の学生は、当該研究科の定める履修方法により、所定の単位数以上を修得しなければならない。

(法学既修者)

第27条 法務研究科は、当該研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関しては、第42条第4項の規定する在学期間については、1年を超えない範囲で当該研究科が定める期間在学し、同項に規定する単位については、34単位を超えない範囲で当該研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により法学既修者として在学したものとみなすことのできる期間は、次条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。

3 第1項の規定により法学既修者として修得したものとみなすことのできる単位数は、第20条第3項及び第24条第3項の規定により修得したとみなす単位と合わせて34単位を限度として課程修了の要件となる単位とすることができる。

(法務研究科における在学期間の短縮)

第28条 法務研究科は、第24条第3項の規定により当該研究科に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項に定める入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該研究科において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により当該研究科の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

(長期にわたる教育課程の履修等)

第29条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨(以下「長期履修」という。)を申し出たときは、その計画的な履修を認めることがある。

2 長期履修を認められた学生の在学年限は、標準修業年限の2倍の年数を超えることができない。

3 前2項に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許状授与の所要資格)

第30条 学生が、教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとするときは、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項の規定により学生が所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類及び単位の修得方法等については、各研究科において定める。

(教育方法等に関するその他の事項)

第31条 この章に定めるもののほか、必要な事項は、各研究科において定める。

第6章 休学、復学、留学、退学、転学及び除籍

(休学の許可)

第32条 学生が、疾病その他特別の理由により、2ヶ月以上修学できないときは、本人の願出に基づき、研究科委員会の議を経て学長が休学を許可することがある。

(休学の命令)

第33条 疾病等の理由により修学することが適当でないと認められる者に対しては、研究科委員会の議を経て、学長が期間を定めて休学を命ずることがある。

(休学期間の限度)

第34条 休学期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の理由があるときは、研究科委員会の議を経て、1年以内更に休学を許可し、又は命令することがある。

2 休学期間は、合算して2年（医学博士課程にあつては3年）を超えることができない。

(休学期間の取扱い)

第35条 休学期間は、第15条に規定する修業年限及び第16条に規定する在学年限には算入しない。

(復学)

第36条 学生が休学期間中にその理由が消滅し、復学しようとするときは、本人の願出に基づき、研究科委員会の議を経て、学長が復学させることがある。

(留学)

第37条 学長は、教育上有益と認めるときは、研究科委員会の議を経て、外国の大学院又はこれに相当する高等教育機関（以下「外国の大学院等」という。）と協議し、学生を当該外国の大学院等に留学させることができる。

2 前項の規定により学生が修得した単位は、10単位を限度とし、大学院において修得したものとみなすことができる。

3 第1項の規定により留学した期間は、第15条に規定する修業年限及び第16条に規定する在学年限の期間に算入する。

4 前3項に定めるもののほか、留学に関し必要な事項は、各研究科において別に定める。

(退学及び転学)

第38条 学生が、退学又は転学しようとするときは、研究科長を経て、学長に願出、許可を受けなければならない。

(除籍)

第39条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て、学長が除籍する。

- 一 疾病その他の理由により成業の見込がないと認められる者
- 二 入学料の免除が不許可になった場合若しくは半額免除が許可された場合又は入学料の徴収猶予を申請した場合において、納入すべき入学料を、所定の期日までに納入しない者
- 三 授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- 四 第16条に定める在学年限を超えた者
- 五 第34条の休学期間を超えてなお復学することができない者

第7章 賞罰

(表彰)

第40条 学生として表彰に値する行為を行った者については、所定の手続を経て、学長が表彰する。

2 前項に定めるもののほか、学生として表彰に値する行為を行った者については、研究科長が表彰することがある。

3 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第41条 本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する者は、所定の手続を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うことができる。

一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

二 正当な理由がなくて出席常でない者

三 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学の期間は、第15条に規定する修業年限及び第16条に規定する在学年限に算入する。ただし、その期間が3ヶ月以上にわたるときは、修業年限には算入しない。

第8章 課程修了の認定

(課程修了の認定)

第42条 修士課程及び博士前期課程の修了は、第15条第1項から第2項までに規定する標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程又は博士前期課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格した者について、研究科が認定する。ただし、在学期間に関しては短期履修コースを除き、研究科委員会が優れた業績を上げたと認める者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 医学博士課程の修了は、大学院に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者について、研究科委員会が認定する。ただし、在学期間に関しては、研究科委員会が優れた研究実績を上げたと認める者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

3 博士課程の修了は、大学院に5年（修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者について、研究科委員会が認定する。ただし、在学期間に関しては、当該研究科委員会が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に3年（修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

4 法務研究科の専門職学位課程の修了は、大学院に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、当該研究科が別に定める基準以上の成績を修めた者について、教授会が認定する。ただし、在学期間に関しては、当該教授会が認める者については、大学院に2年以上在学すれば足りるものとする。

5 第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者の博士課程の修了は、大学院に修士課程又は博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、第1項及び第2項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査

及び最終試験に合格した者について、研究科委員会が認定する。ただし、在学期間に関しては、当該研究科委員会が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に3年（修士課程又は博士前期課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

- 6 前2項の規定にかかわらず、第6条第2号から第6号までの規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者について、研究科委員会が認定する。ただし、在学期間に関しては、当該研究科委員会が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

第9章 学位

（学位の授与）

第43条 大学院の課程を修了した者には、修士、博士又は専門職学位の学位を授与する。

- 2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 検定料、入学料及び授業料

（検定料、入学料及び授業料の額）

第44条 検定料、入学料及び授業料の額は、別に定める。

（検定料及び入学料の返還）

第45条 入学志願手続後の検定料及び入学手続後の入学料は、返還しない。

- 2 検定料又は入学料を納入後、所定の期日までに入学志願又は入学に係る書類を提出しなかった者については、所定の期日までに当該者から申し出があった場合に限り、既納の検定料又は入学料を返還するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、法務研究科の入学選抜において、出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力試験その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を行う場合には、第1段階目の選抜において不合格となった者に対しては、所定の期日までに当該者から申し出があった場合に限り、既納の検定料のうち第2段階目の選抜に係る所定の額を返還するものとする。

（入学料の免除及び徴収猶予）

第46条 大学院に入学する者で、特別の事情により、入学料の納入が著しく困難であると認められる者については、入学料の免除を許可することができる。

- 2 大学院に入学する者で、経済的理由等により、納入期限までに入学料の納入が困難であると認められる者については、入学料の徴収猶予を許可することができる。
- 3 大学院に入学する者で、学長が入学選抜試験等の成績が優秀であると認めた者については、入学料を免除することがある。
- 4 前3項の規定により入学料の免除又は徴収猶予の申請をした者については、免除又は徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間、入学料の徴収を猶予する。
- 5 前4項に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

（授業料の納入）

第47条 学生は、授業料を次の2期に分けて、それぞれの期間（以下「授業料納入期間」という。）内に年額の2分の1ずつ納入しなければならない。

前期 4月1日から5月31日まで

後期 10月1日から11月30日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学生は、前期に係る授業料を納入するときに申し出て、後期に係る授業料を併せて納入することができる。
- 3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに申し出て、納入することができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、授業料の徴収の取扱いについては、別に定める。

(授業料の返還)

第47条の2 既納の授業料は、返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合で、かつ、所定の期日までに納入した者から申し出があった場合に限り、当該各号に掲げる授業料を返還するものとする。
 - 一 授業料納入期間前又は授業料納入期間内に休学を許可した場合は、月割計算により休学当月の翌月(月の初日から休学期間が開始する場合は休学当月)から復学当月の前月までの授業料
 - 二 前条第2項又は第3項の場合において、後期の授業料納入期間前に退学を許可した場合には、後期分授業料
 - 三 前条第3項の場合において、入学年度の前年度の3月31日(10月に入学する者にあつては9月30日)までに入学を辞退した場合は、当該授業料

(授業料の免除及び徴収猶予)

第48条 休学期間中の授業料は、別に定めるところに従い、免除する。

- 2 経済的理由によって、授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又は死亡、行方不明、災害等やむを得ない事情の生じた者については、授業料の免除又は徴収猶予(月割納又は延納をいう。以下同じ。)を許可することができる。
- 3 大学院に入学する者で、学長が入学者選抜試験等の成績が優秀であると認めた者及び大学院に在学する者で学業の成績が優秀であると認めた者については、授業料を免除することがある。
- 4 前3項に定めるもののほか、授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、特別研究学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第49条 大学院が開設する授業科目について、一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、研究科委員会の選考を経て科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 前項に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第50条 大学院の特定の授業科目の履修を志願する他の大学院又は外国の大学院等の学生があるときは、当該大学院等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

- 2 前項に定めるもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第51条 大学院において特定の事項を研究しようとする者があるときは、研究科委員会の選考を経て、研究生として入学を許可することがある。

- 2 前項に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第52条 他の大学院又は外国の大学院の学生で大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。

2 前項に定めるもののほか、特別研究学生に関し必要な事項は、各研究科において定める。

(外国人留学生)

第53条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、大学院に入学を志願する者があるときは、第8条から第10条までの規定にかかわらず、特別の選考を行い、研究科委員会の議を経て、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 前項に定めるもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 特別の課程

(特別の課程)

第54条 学長は、文部科学大臣の定めるところにより、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

第13章 雑則

第55条 この大学院学則に定めるもののほか、本学大学院の学生に関し必要な事項は、島根大学学則（平成16年島大学則第2号）を準用する。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第17条の規定により、平成15年9月30日において島根大学又は島根医科大学に在学する者は、当該大学の大学院の課程を修了するため必要であった教育課程の履修を本学において行うものとし、本学は、そのため必要な教育を行うものとする。この場合における教育課程その他当該学生の教育に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成17年2月2日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年3月22日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月18日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年6月20日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年9月19日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年1月30日から施行する。ただし、目次、第1条の2、第5章章名、第16条の2、第17条、第18条の2、第25条の2及び第42条の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成18年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に転入学又は再入学する者については、この学則による改正後の島根大学大学院学則第23条第1項ただし書き及び第42条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成19年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に転入学又は再入学する者については、こ

の学則による改正後の島根大学大学院学則第23条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年2月9日から施行する。ただし、この学則による改正後の島根大学大学院学則第46条第3項及び第48条第3項の規定は、平成20年10月9日から適用する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月9日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年5月14日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

島根大学大学院医学系研究科規則（案）

[平成16年4月1日制定]

[平成16年島大医学部規則第2号]

（趣旨）

第1条 島根大学大学院医学系研究科（以下「研究科」という。）に関する事項については、島根大学大学院学則（平成16年島大規則第3号。以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（教育上の目的）

第1条の2 研究科は、医学及び看護学に関する学術の理論及び応用を教授研究することによって、医学と看護学の更なる発展と人類の福祉の向上に寄与することを目的とし、第2条に定める各専攻については、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 医科学専攻博士課程は、医学の専門領域及び関連領域で自立して独創的研究活動を行うに足る高度の研究能力、豊かな学識と人間性を備えた教育、研究の指導的役割を担う人材の育成を図るとともに、医療に求められる高度な専門知識・技術及び研究能力を備えた臨床医の育成を目的とする。
- 二 看護学専攻博士後期課程は、高水準で独創的な超高齢看護学研究を自立して実施し、超高齢看護学の発展に寄与できる教育研究者の育成を目的とする。
- 三 医科学専攻修士課程は、医学部医学科以外出身の者に、総合的・学際的サイエンスとしての医科学の視点を付与し、島根大学及び地域における独自の研究・教育の実績を、教育・訓練を通じて学生に還元することによって、老年・若年人口対策、医食同源等の分野に関わる研究・教育、社会事業・企業活動などに、医科学の基礎と専門知識を持って携わることのできる人材の育成を目的とする。
- 四 看護学専攻博士前期課程は、豊かな人間性と幅広い視野を基盤として科学的な視点から看護学の学識を教授研究し、卓越した看護実践能力と創造的な研究能力を持つ人材の育成を目的とする。

（課程及び専攻）

第2条 研究科の課程は、博士課程及び修士課程とする。

2 博士課程に、次の専攻及びコースを置く。

医科学専攻

研究者育成コース、高度臨床医育成コース、地域がん専門医育成コース、総合診療医指導者育成コース

看護学専攻博士後期課程

3 修士課程に、次の専攻及びコースを置く。

医科学専攻

総合医科学コース、がん専門薬剤師養成コース、地域医療支援コーディネータ養成コース、医療シミュレータ教育指導者養成コース

看護学専攻博士前期課程

看護援助学コース，看護管理学コース，母子看護学コース，成人看護学コース，地域在宅看護学コース，高齢者看護学コース，老人看護CNSコース

(教員組織)

第2条の2 研究科の教員組織は，医学部，医学部附属病院，教育・学生支援機構保健管理センター及び研究機構の教授，准教授，講師及び助教のうち，研究科における研究指導教員又は担当教員の資格を有し，研究科委員会が認めた者をもって編成する。

2 前項の医学部附属病院，教育・学生支援機構保健管理センター及び研究機構の教授，准教授，講師及び助教の取扱いについては，研究科長がそれぞれ医学部附属病院長，教育・学生支援機構保健管理センター長及び研究機構長と協議するものとする。

(授業科目及び研究指導)

第3条 研究科における教育は，授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとし，学生は，所属する専攻の教員の研究指導を受けるものとする。

(研究指導計画及び研究・研修実績報告)

第3条の2 前条の規定により研究指導を担当する教員（以下「指導教員」という。）は，一年間の研究指導の計画を学生にあらかじめ明示するために，学生ごとに学位論文等の作成に対する研究指導計画書を作成し，研究科長に提出しなければならない。

2 学生は，一年間の研究・研修の実績について，年度末に研究・研修実績報告書を作成し，指導教員の確認の後，研究科長に提出しなければならない。

(授業科目及び履修単位数)

第4条 博士課程における専攻の授業科目及び履修単位数は，別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 修士課程における専攻の授業科目及び履修単位数は，別表第3及び別表第4のとおりとする。

3 学則第21条又は第37条の規定に該当する者のうち，別表第1，別表第2，別表第3又は別表第4に定める授業科目の授業を当該年次に履修できない者は，研究科長の許可を得て，当該年次を変更し，履修することができる。

(他の大学の大学院等における研究指導)

第5条 学生は，他の大学の大学院又は研究所等において，必要な研究指導を受けることができる。ただし，研究指導を受ける期間は，修士課程については1年を，博士課程については2年を超えることができない。

2 前項に定めるもののほか，他の大学の大学院又は研究所等における研究指導については，別に定める。

(授業科目の選定等)

第6条 履修する授業科目の選定は，指導教員の指示に従うものとする。

2 博士課程において，指導教員は，教育研究上必要と認めるときは，学生に他の専攻の授業科目を履修させることができる。

3 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、10単位を限度として、第11条第1項に定める課程修了の要件となる単位に充当することができる。

(単位修得の認定)

第7条 各授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告により行う。

(転入学等の場合の取扱い)

第8条 学則第12条から第14条までの規定により、転入学等を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに修学年限、在学年限については、医科学専攻博士課程委員会、看護学専攻博士後期課程委員会、医科学専攻修士課程委員会又は看護学専攻博士前期課程委員会の議を経て研究科長が決定する。

(他の大学の大学院における授業科目の履修等)

第9条 学生は、指導教員の指導により他の大学の大学院(外国の大学院を含む。)の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により修得した単位は、10単位を限度として、研究科において修得したものとみなす。

3 前2項に定めるもののほか、他の大学の大学院(外国の大学院を含む。)における授業科目の履修については、別に定める。

(社会人学生に対する教育方法の特例)

第9条の2 研究科委員会が教育上特別の必要があると認めたときは、夜間その他特定の時間又は時期に授業及び研究指導を行うことができる。

(履修に関するその他の事項)

第10条 第3条から第9条までに定めるもののほか、授業科目の履修に関し、必要な事項は別に定める。

(学位論文等)

第10条の2 学生は、指導教員の承認を得て、所定の期日までに、学位論文又は特定の研究についての成果(以下「学位論文等」という。)を研究科長に提出しなければならない。

2 学位論文等の審査及び最終試験に関する事項については、別に定める。

(課程修了の要件)

第11条 医科学選考博士課程の修了の要件は、大学院に4年以上在学し、別表第1に定める授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究実績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

2 看護学専攻博士後期課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、別表第2に定める授業科目について16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究実績を上げた者については、2年以上在学すれば足りるものとする。

3 修士課程の修了の要件は、大学院に2年以上在学し、別表第3及び別表第4に定める授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文

又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究実績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

(組織的研修等)

第12条 本研究科は、授業及び研究指導の内容並びに方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を実施するものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 島根大学大学院学則（平成16島大学則第3号）附則第2項の規定に基づき、平成15年9月30日において島根医科大学大学院医学系研究科（以下「旧島根医科大学大学院医学系研究科」という。）に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成16年4月以降に在学者の所属する年次に再入学又は転入学する者（以下「再入学者等」という。）が、旧島根医科大学大学院医学系研究科を修了するために必要であった教育課程の履修は、島根大学大学院医学系研究科が行うものとし、在学者及び再入学者等の教育課程に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前の入学者（当該入学者と同学年に転入学、再入学する者を含む。）の履修については、この規則による改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる平成17年度以前に入学した者に係る授業科目には、改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第3に規定する*印を付した授業科目を加えることができる。
- 4 前項の規定に基づき履修した授業科目について修得した単位は、島根大学大学院医学系研究科規則第11条第2項に規定する単位としては認定しないものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前の入学者（当該入学者と同学年に転入学、再入学する者を含む。）の履修については、この規則による改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第1及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる平成18年度以前に入学した者に係る授業科目には、改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第1及び別表第3に規定する*印を付した授業科目を加えることができる。
- 4 前項の規定に基づき履修した別表第3の授業科目について修得した単位は、島根大学大学院医学系研究科規則第11条第2項に規定する単位としては認定しないものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 平成19年度以前の入学者（当該入学者と同学年に転入学，再入学する者を含む。）の履修については，この規則による改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる平成19年度以前に入学した者に係る授業科目には，改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第1に規定する*印を付した授業科目を加えることができる。

附 則

この規則は，平成20年10月8日から施行し，改正後の第2条の2の規定については，平成20年8月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は，平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前の入学者（当該入学者と同学年に転入学，再入学する者を含む。）の履修については，この規則による改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第1，第2及び別表第3の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる平成20年度以前に入学した者に係る授業科目には，改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第1，第2及び別表第3に規定する*印を付した授業科目を加えることができる。
- 4 前項の規定に基づき履修した別表第3の授業科目について修得した単位は，島根大学大学院医学系研究科規則第11条第2項に規定する単位としては認定しないものとする。

附 則

この規則は，平成21年5月13日から施行し，改正後の島根大学大学院医学系研究科規則第1条の2の規定は，平成21年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は，平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前の入学者（当該入学者と同学年に転入学，再入学する者を含む。）の履修については，この規則による改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第3の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる平成22年度以前に入学した者に係る授業科目には，改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第3に規定する*印を付した授業科目を加えることができる。
- 4 前項の規定に基づき履修した授業科目について修得した単位は，島根大学大学院医学系研究科規則第11条第2項に規定する単位としては認定しないものとする。

附 則

- 1 この規則は，平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前の入学者（当該入学者と同学年に転入学，再入学する者を含む。）の履修については，この規則による改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第1の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる平成24年度以前に入学した

者に係る授業科目には、改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第1に規定する*印を付した授業科目を加えることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前の入学者(当該入学者と同学年に転入学,再入学する者を含む。)の履修については、この規則による改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる平成25年度以前に入学した者に係る授業科目には、改正後の島根大学大学院医学系研究科規則別表第1に規定する*印を付した授業科目を加えることができる。

別表第1 (第11条第1項関係)

科目区分	授業科目	地域がん専門医育成コースの専門科目	医理工農連携プログラム開設科目	授業を行う年次	単位数	
					講義演習	実験実習
必修科目	医学総合研究特論Ⅰ			1・2	1	
	医学総合研究特論Ⅱ			1・2	1	
選択必修科目	基礎医科学			1・2	1	2
	応用医科学			1・2	1	2
	臨床医科学			1・2	1	2
	臨床腫瘍学総論			1・2	2	1
選択科目	細胞生物学Ⅰ			1・2・3・4	2	3
	細胞生物学Ⅱ			1・2・3・4	2	3
	組織・器官系の構造と機能Ⅰ			1・2・3・4	2	3
	組織・器官系の構造と機能Ⅱ			1・2・3・4	2	3
	組織・器官系の構造と機能Ⅲ			1・2・3・4	2	3
	器官系の病態構造Ⅰ			1・2・3・4	2	3
	器官系の病態構造Ⅱ			1・2・3・4	2	3
	器官系の病態構造Ⅲ			1・2・3・4	2	3
	器官系の病態構造Ⅳ			1・2・3・4	2	3
	発生生物学Ⅰ			1・2・3・4	2	3
	発生生物学Ⅱ			1・2・3・4	2	3
	先天異常Ⅰ			1・2・3・4	2	3
	先天異常Ⅱ			1・2・3・4	2	3
	老化Ⅰ			1・2・3・4	2	3
	老化Ⅱ			1・2・3・4	2	3
	老化Ⅲ			1・2・3・4	2	3
	発癌Ⅰ	○		1・2・3・4	2	3
	発癌Ⅱ	○		1・2・3・4	2	3
	腫瘍生物学Ⅰ	○		1・2・3・4	2	3
	腫瘍生物学Ⅱ	○		1・2・3・4	2	3
	腫瘍生物学Ⅲ	○		1・2・3・4	2	3
	腫瘍生物学Ⅳ	○		1・2・3・4	2	3
臨床腫瘍学Ⅰ	○		1・2・3・4	2	3	
臨床腫瘍学Ⅱ	○		1・2・3・4	2	3	
臨床腫瘍学Ⅲ	○		1・2・3・4	2	3	
臨床腫瘍学Ⅳ	○		1・2・3・4	2	3	

選択科目	臨床腫瘍学Ⅴ	○	1・2・3・4	2	3
	臨床腫瘍学Ⅵ	○	1・2・3・4	2	3
	地域がん治療学	○	1・2・3・4	2	3
	口腔腫瘍学	○	1・2・3・4	2	3
	がん医療社会学	○	1・2・3・4	2	3
	緩和ケア学	○	1・2・3・4	2	3
	分子機能学Ⅰ		1・2・3・4	2	3
	分子機能学Ⅱ		1・2・3・4	2	3
	細胞機能学Ⅰ		1・2・3・4	2	3
	細胞機能学Ⅱ		1・2・3・4	2	3
	細胞内情報制御学Ⅰ		1・2・3・4	2	3
	細胞内情報制御学Ⅱ		1・2・3・4	2	3
	神経科学Ⅰ		1・2・3・4	2	3
	神経科学Ⅱ		1・2・3・4	2	3
	神経科学Ⅲ		1・2・3・4	2	3
	神経科学Ⅳ		1・2・3・4	2	3
	細胞間情報伝達学Ⅰ		1・2・3・4	2	3
	細胞間情報伝達学Ⅱ		1・2・3・4	2	3
	細胞間情報伝達学Ⅲ		1・2・3・4	2	3
	内分泌・代謝学Ⅰ		1・2・3・4	2	3
	内分泌・代謝学Ⅱ		1・2・3・4	2	3
	内分泌・代謝学Ⅲ		1・2・3・4	2	3
	生体システム学Ⅰ		1・2・3・4	2	3
	生体システム学Ⅱ		1・2・3・4	2	3
	生体機能測定学Ⅰ		1・2・3・4	2	3
	生体機能測定学Ⅱ		1・2・3・4	2	3
	生体機能測定学Ⅲ		1・2・3・4	2	3
	分子病態学Ⅰ		1・2・3・4	2	3
	分子病態学Ⅱ		1・2・3・4	2	3
	分子病態学Ⅲ		1・2・3・4	2	3
	臓器病態学Ⅰ		1・2・3・4	2	3
	臓器病態学Ⅱ		1・2・3・4	2	3
	臓器病態学Ⅲ		1・2・3・4	2	3
	生体病態学Ⅰ		1・2・3・4	2	3
	生体病態学Ⅱ		1・2・3・4	2	3
	生体病態学Ⅲ		1・2・3・4	2	3
	生体病態学Ⅳ		1・2・3・4	2	3

選択科目	薬物動態学Ⅰ	○	1・2・3・4	2	3
	薬物動態学Ⅱ	○	1・2・3・4	2	3
	基礎免疫学Ⅰ		1・2・3・4	2	3
	基礎免疫学Ⅱ		1・2・3・4	2	3
	臨床免疫学Ⅰ		1・2・3・4	2	3
	臨床免疫学Ⅱ		1・2・3・4	2	3
	腫瘍免疫学Ⅰ	○	1・2・3・4	2	3
	腫瘍免疫学Ⅱ	○	1・2・3・4	2	3
	移植免疫学Ⅰ		1・2・3・4	2	3
	移植免疫学Ⅱ		1・2・3・4	2	3
	感染症学Ⅰ		1・2・3・4	2	3
	感染症学Ⅱ		1・2・3・4	2	3
	感染症学Ⅲ		1・2・3・4	2	3
	細胞間相互作用Ⅰ		1・2・3・4	2	3
	中毒学Ⅰ		1・2・3・4	2	3
	中毒学Ⅱ		1・2・3・4	2	3
	個人識別学Ⅰ		1・2・3・4	2	3
	個人識別学Ⅱ		1・2・3・4	2	3
	環境医学Ⅰ		1・2・3・4	2	3
	環境医学Ⅱ		1・2・3・4	2	3
	医学・医療情報学Ⅰ		1・2・3・4	2	3
	医学・医療情報学Ⅱ		1・2・3・4	2	3
	地域医療学Ⅰ		1・2・3・4	2	3
	地域医療学Ⅱ		1・2・3・4	2	3
	*総合診療学Ⅰ		1・2・3・4	2	3
	*総合診療学Ⅱ		1・2・3・4	2	3
	医療のための光工学	○	1・2・3・4	2	3
	機能性物質・食品の医療応用と環境影響	○	1・2・3・4	2	3
	医生物学への数学・情報科学の応用	○	1・2・3・4	2	3
	臨床医学と社会・環境医学への高度情報学の応用	○	1・2・3・4	2	3
理工医学のための生物材料学	○	1・2・3・4	2	3	
放射線の医療応用と同位元素の水環境への影響Ⅱ	○	1・2・3・4	2	3	
知的財産と社会連携	○	1・2・3・4	2	3	
(備考)	<p>研究者育成コース，高度臨床医育成コース及び地域がん専門医育成コースは，必修科目2単位，選択必修科目3単位及び選択科目25単位を含む計30単位以上を修得する。ただし，地域がん専門医育成コースの選択科目は，専門科目25単位を含むものとする。</p> <p>総合診療医指導者育成コースは，総合診療学Ⅰ及び総合診療学Ⅱを含む必修科目12単位，選択必修科目3単位及び選択科目15単位を含む計30単位以上を修得する。</p>				

別表第2（第11条第2項関係）

区分	授業科目名	配当年次	単位数		備考
			必修	選択	
専門科目	超高齢看護開発特講	1（前）	2		必修科目14単位修得すること
	安全ケアシステム開発特講	1（前）	2		
	研究方法特講	1（前）	2		
	超高齢看護学研究演習	1（通）	2		
	超高齢看護学特別研究	1・2・3	6		
関連科目	地域がん治療学	1（後）		2	選択科目から2単位以上修得すること
	がん医療社会学	1（後）		2	
	緩和ケア学	1（後）		2	
	環境医学Ⅰ	1（後）		2	
	環境医学Ⅱ	1（後）		2	
	医学・医療情報学Ⅰ	1（後）		2	
	地域医療学Ⅰ	1（後）		2	
	地域医療学Ⅱ	1（後）		2	
	総合診療学Ⅰ	1（後）		2	
	総合診療学Ⅱ	1（後）		2	
	臨床医学と社会・環境医学への高度情報学の応用	1（後）		2	
	知的財産と社会連携	1（後）		2	
機能性物質・食品の医療応用と環境影響	1（後）		2		
修了に必要な単位数		16単位			

別表第3（第11条第3項関係）

（1）総合医科学コース

授 業 科 目	医理工農 連携プロ グラム開 設科目	授業を行 う年次	単 位 数			必修・選択 の別
			講義	演習	実験 実習	
生命科学概論		1	1			必 修
人体形態学		1	2			必 修
人体機能学		1	2			必 修
病理病態学		1	2			必 修
社会医学		1	2			必 修
医の倫理学		1	2			必 修
臨床医学概論		1	2			必 修
医科学演習		1・2		3		必 修
医科学特別研究		1・2		6		必 修
老年医学		1・2	2			選 択
リハビリテーション医学		1・2	2			選 択
先天代謝異常学・臨床遺伝学		1・2	2			選 択
胎児・生殖医学		1・2	2			選 択
発生工学・実験動物学		1・2	2			選 択
再生医学・組織工学		1・2	2			選 択
医食同源の科学		1・2	2			選 択
母子保健・教育		1・2	2			選 択
医療情報学		1・2	2			選 択
精神神経科学		1・2	2			選 択
生活環境と健康の科学		1・2	2			選 択
環境生理学		1・2	2			選 択
免疫学（生体防御システム学）		1・2	2			選 択
生体情報伝達学		1・2	2			選 択
病態生理に基づいた薬物治療学		1・2	2			選 択
腫瘍の発生・増殖とその制御		1・2	2			選 択
抗悪性腫瘍薬の臨床薬物動態学		1・2	2			選 択
*地域医療学		1・2	2			選 択
*医療社会学		1・2	2			選 択
*労働と生活の心理学		1・2	2			選 択
*医療のための光工学の基礎	○	1・2	2			選 択
*機能性物質・食品の応用の基礎	○	1・2	2			選 択
*医生物学への数学・情報科学の接点	○	1・2	2			選 択
*臨床・社会・環境医学と高度情報学の接点	○	1・2	2			選 択
*理工医学のための生物材料学の基礎	○	1・2	2			選 択
*放射線の医療応用と同位元素の水環境への影響 I	○	1・2	2			選 択
*発明の権利化と社会貢献	○	1・2	2			選 択
(備考) 全授業科目のうち、必修科目22単位及び選択科目から4科目以上で8単位以上計30単位以上を修得する。						

別表第3（第11条第3項関係）

（2）がん専門薬剤師養成コース

授 業 科 目	医理工農 連携プロ グラム開 設科目	授業を行 う年次	単 位 数			必修・選択 の別	
			講義	演習	実験 実習		
生命科学概論		1	1			必	修
人体形態学		1	2			必	修
人体機能学		1	2			必	修
病理病態学		1	2			必	修
社会医学		1	2			必	修
医の倫理学		1	2			必	修
臨床医学概論		1	2			必	修
病態生理に基づいた薬物治療学		1	2			必	修
腫瘍の発生・増殖とその制御		1	2			必	修
抗悪性腫瘍薬の臨床薬物動態学		1	2			必	修
医科学演習		1・2		3		必	修
医科学特別研究		1・2		6		必	修
老年医学		1・2	2			選	択
リハビリテーション医学		1・2	2			選	択
先天代謝異常学・臨床遺伝学		1・2	2			選	択
胎児・生殖医学		1・2	2			選	択
発生工学・実験動物学		1・2	2			選	択
再生医学・組織工学		1・2	2			選	択
医食同源の科学		1・2	2			選	択
母子保健・教育		1・2	2			選	択
医療情報学		1・2	2			選	択
精神神経科学		1・2	2			選	択
生活環境と健康の科学		1・2	2			選	択
環境生理学		1・2	2			選	択
免疫学（生体防御システム学）		1・2	2			選	択
生体情報伝達学		1・2	2			選	択
*地域医療学		1・2	2			選	択
*医療社会学		1・2	2			選	択
*労働と生活の心理学		1・2	2			選	択
*医療のための光工学の基礎	○	1・2	2			選	択
*機能性物質・食品の応用の基礎	○	1・2	2			選	択
*医生物学への数学・情報科学の接点	○	1・2	2			選	択
*臨床・社会・環境医学と高度情報学の接点	○	1・2	2			選	択
*理工医学のための生物材料科学の基礎	○	1・2	2			選	択
*放射線の医療応用と同位元素の水環境への影響 I	○	1・2	2			選	択
*発明の権利化と社会貢献	○	1・2	2			選	択
(備考) 全授業科目のうち、必修科目28単位及び選択科目から1科目以上で2単位以上計30単位以上を修得する。							

別表第3 (第11条第3項関係)

(3) 地域医療支援コーディネータ養成コース

授 業 科 目	医理工農 連携プロ グラム開 設科目	授業を行 う年次	単 位 数			必修・選択 の別
			講義	演習	実験 実習	
生命科学概論		1・2	1			必 修
臨床医学概論		1・2	2			必 修
* 地域医療学		1・2	2			必 修
* 医療社会学		1・2	2			必 修
* 労働と生活の心理学		1・2	2			必 修
地域医療実習Ⅰ		1・2			4	必 修
地域医療実習Ⅱ		1・2			4	必 修
地域医療学特別研究		1・2		5		必 修
人体形態学		1・2	2			選 択
人体機能学		1・2	2			選 択
病理病態学		1・2	2			選 択
社会医学		1・2	2			選 択
医の倫理学		1・2	2			選 択
老年医学		1・2	2			選 択
リハビリテーション医学		1・2	2			選 択
先天代謝異常学・臨床遺伝学		1・2	2			選 択
胎児・生殖医学		1・2	2			選 択
発生工学・実験動物学		1・2	2			選 択
再生医学・組織工学		1・2	2			選 択
医食同源の科学		1・2	2			選 択
母子保健・教育		1・2	2			選 択
医療情報学		1・2	2			選 択
精神神経科学		1・2	2			選 択
生活環境と健康の科学		1・2	2			選 択
環境生理学		1・2	2			選 択
免疫学 (生体防御システム学)		1・2	2			選 択
生体情報伝達学		1・2	2			選 択
病態生理に基づいた薬物治療学		1・2	2			選 択
腫瘍の発生・増殖とその制御		1・2	2			選 択
抗悪性腫瘍薬の臨床薬物動態学		1・2	2			選 択
* 医療のための光工学の基礎	○	1・2	2			選 択
* 機能性物質・食品の応用の基礎	○	1・2	2			選 択
* 医生物学への数学・情報科学の接点	○	1・2	2			選 択
* 臨床・社会・環境医学と高度情報学の接点	○	1・2	2			選 択
* 理工医学のための生物材料学の基礎	○	1・2	2			選 択
* 放射線の医療応用と同位元素の水環境への影響Ⅰ	○	1・2	2			選 択
* 発明の権利化と社会貢献	○	1・2	2			選 択
(備考) 全授業科目のうち、必修科目22単位及び選択科目から4科目以上で8単位以上計30単位以上を修得する。						

別表第3（第11条第3項関係）

（4）医療シミュレータ教育指導者養成コース

授 業 科 目	医理工農 連携プログラム開 設科目	授業を行 う年次	単 位 数			必修・選択 の別
			講義	演習	実験 実習	
生命科学概論		1・2	1			必修
臨床医学概論		1・2	2			必修
地域医療学		1・2	2			必修
医療社会学		1・2	2			必修
シミュレータ教育実習 I		1・2			6	必修
シミュレータ教育実習 II		1・2			6	必修
シミュレータ教育特別研究		1・2		5		必修
人体形態学		1・2	2			選択
人体機能学		1・2	2			選択
病理病態学		1・2	2			選択
社会医学		1・2	2			選択
医の倫理学		1・2	2			選択
老年医学		1・2	2			選択
リハビリテーション医学		1・2	2			選択
先天代謝異常学・臨床遺伝学		1・2	2			選択
胎児・生殖医学		1・2	2			選択
発生工学・実験動物学		1・2	2			選択
再生医学・組織工学		1・2	2			選択
医食同源の科学		1・2	2			選択
母子保健・教育		1・2	2			選択
医療情報学		1・2	2			選択
精神神経科学		1・2	2			選択
生活環境と健康の科学		1・2	2			選択
環境生理学		1・2	2			選択
免疫学（生体防御システム学）		1・2	2			選択
生体情報伝達学		1・2	2			選択
病態生理に基づいた薬物治療学		1・2	2			選択
腫瘍の発生・増殖とその制御		1・2	2			選択
抗悪性腫瘍薬の臨床薬物動態学		1・2	2			選択
労働と生活の心理学		1・2	2			選択
医療のための光工学の基礎	○	1・2	2			選択
機能性物質・食品の応用の基礎	○	1・2	2			選択
医生物学と数学・情報科学の接点	○	1・2	2			選択
臨床・社会・環境医学と高度情報学の接点	○	1・2	2			選択
理工医学のための生物材料学の基礎	○	1・2	2			選択
放射線の医療応用と同位元素の水環境への影響 I	○	1・2	2			選択
発明の権利化と社会貢献	○	1・2	2			選択
(備考) 全授業科目のうち、必修科目24単位及び選択科目から3科目以上で6単位以上 計30単位以上を修得する。						

別表第4（第11条第3項関係）

- (1) 看護援助学コース, 看護管理学コース, 母子看護学コース, 成人看護学コース, 地域在宅看護学コース, 高齢者看護学コース

授業科目等		開講年次	単位数		摘 要
			講義	演習	
専門必修科目	看護援助学特論	1	2		看護援助学コース必修
	看護援助学演習	1		2	
	看護管理学特論	1	2		看護管理学コース必修
	看護管理学演習	1		2	
	母子看護学特論	1	2		母子看護学コース必修
	母子看護学演習	1		2	
	成人看護学特論	1	2		成人看護学コース必修
	成人看護学演習	1		2	
地域在宅看護学特論	1	2		地域在宅看護学コース必修	
地域在宅看護学演習	1		2		
高齢者看護学特論	1	2		高齢者看護学コース必修	
高齢者看護学演習	1		2		
	看護学特別研究	2		8	全コース必修
専門選択科目	リスクマネジメント論	1・2	2		
	看護人材育成論	1・2	2		
	看護情報管理論	1・2	2		
	保健医療福祉政策論	1・2	2		
	母子フィジカルアセスメント方法論	1・2	2		
	重症者フィジカルアセスメント方法論	1・2	2		
	臨床薬理・薬剤学	1・2	2		
	* 高齢者看護実践論	1・2	2		
	* 高齢者看護援助論	1・2	2		
	認知症看護論	1・2	2		
	* 高齢者在宅ケアシステム論	1・2	2		
	グリーフ看護論	1・2	2		
基盤科目	家族看護援助論	1・2	2		
	* 看護理論	1・2	2		
	看護倫理	1・2	2		
	コンサルテーション論	1・2	2		
	看護研究方法演習	1・2		2	
<p>(備考)</p> <p>基盤科目は、8単位以上、専門必修科目は、各コースの特論2単位及び演習2単位並びに看護学特別研究8単位の計12単位、専攻するコース以外の専門必修科目の特論及び専門選択科目から10単位以上、合計30単位以上を修得しなければならない。</p>					

別表第4（第11条第3項関係）

（2）老人看護CNSコース

授業科目等		必修	選択必修	開講年次	単位数		
					講義	演習	実習
専門必修科目	看護援助学特論			1	2		
	看護管理学特論		○	1	2		
	母子看護学特論			1	2		
	成人看護学特論			1	2		
	地域在宅看護学特論			1	2		
	高齢者看護学特論	○		1	2		
	高齢者看護学演習	○		1		2	
	高齢者看護学実習	○		1・2			6
	看護学課題研究	○		2		4	
専門選択科目	リスクマネジメント論			1・2	2		
	看護人材育成論		○	1・2	2		
	看護情報管理論			1・2	2		
	保健医療福祉政策論	○		1・2	2		
	母子フィジカルアセスメント方法論			1・2	2		
	重症者フィジカルアセスメント方法論	○		1・2	2		
	臨床薬理・薬剤学			1・2	2		
	高齢者看護実践論	○		1・2	2		
	高齢者看護援助論	○		1・2	2		
	認知症看護論	○		1・2	2		
	高齢者在宅ケアシステム論	○		1・2	2		
	グリーン看護論			1・2	2		
基盤科目	家族看護援助論	○		1・2	2		
	看護理論		○	1・2	2		
	看護倫理		○	1・2	2		
	コンサルテーション論		○	1・2	2		
	看護研究方法演習		○	1・2		2	
<p>（備考） 必修科目28単位及び選択必修科目8単位以上、合計36単位以上を修得しなければならない。</p>							

下線部分は、改正部分を示す。

改正後(案)	改正前
<p>第1条の2関係 (教育上の目的)</p> <p>第1条の2 研究科は、医学及び看護学に関する学術の理論及び応用を教授研究することによって、医学と看護学の更なる発展と人類の福祉の向上に寄与することを目的とし、第2条に定める各専攻については、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 医科学専攻博士課程は、医学の専門領域及び関連領域で自立して独創的研究活動を行うに足る高度の研究能力、豊かな学識と人間性を備えた教育、研究の指導的役割を担う人材の育成を図るとともに、医療に求められる高度な専門知識・技術及び研究能力を備えた臨床医の育成を目的とする。</p> <p>二 <u>看護学専攻博士後期課程は、高水準で独創的な超高齢看護学研究を自立して実施し、超高齢看護学の発展に寄与できる教育研究者の育成を目的とする。</u></p> <p>三 <u>医科学専攻修士課程は、医学部医学科以外出身の者に、総合的・学際的サイエンスとしての医科学の視点を付与し、島根大学及び地域における独自の研究・教育の実績を、教育・訓練を通じて学生に還元することによって、老年・若年人口対策、医食同源等の分野に関わる研究・教育、社会事業・企業活動などに、医科学の基礎と専門知識を持って携わることのできる人材の育成を目的とする。</u></p> <p>四 <u>看護学専攻博士前期課程は、豊かな人間性と幅広い視野を基盤として科学的な視点から看護学の学識を教授研究し、卓越した看護実践能力と創造的な研究能力を持つ人材の育成を目的とする。</u></p> <p>第2条関係 (課程及び専攻)</p> <p>第2条 研究科の課程は、博士課程及び修士課程とする。</p> <p>2 博士課程に、次の専攻及びコースを置く。 医科学専攻 研究者育成コース、高度臨床医育成コース、地域がん専門医育成コース、総合診療医指導者育成コース <u>看護学専攻博士後期課程</u></p> <p>3 修士課程に、次の専攻及びコースを置く。 医科学専攻</p>	<p>第1条の2関係 (教育上の目的)</p> <p>第1条の2 (同左)</p> <p>一 (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>三 医科学専攻修士課程は、医学部医学科以外出身の者に、総合的・学際的サイエンスとしての医科学の視点を付与し、島根大学及び地域における独自の研究・教育の実績を、教育・訓練を通じて学生に還元することによって、老年・若年人口対策、医食同源等の分野に関わる研究・教育、社会事業・企業活動などに、医科学の基礎と専門知識を持って携わることのできる人材の育成を目的とする。</p> <p>三 <u>看護学専攻修士課程は、豊かな人間性と幅広い視野を基盤として科学的な視点から看護学の学識を教授研究し、卓越した看護実践能力と創造的な研究能力を持つ人材の育成を目的とする。</u></p> <p>第2条関係 (課程及び専攻)</p> <p>第2条 (同左)</p> <p>2 博士課程に、次の専攻及びコースを置く。 医科学専攻 研究者育成コース、高度臨床医育成コース、地域がん専門医育成コース、総合診療医指導者育成コース (新設)</p> <p>3 修士課程に、次の専攻及びコースを置く。 医科学専攻</p>

総合医科学コース、がん専門薬剤師養成コース、地域医療支援コース
タ養成コース、医療シミュレータ教育指導者養成コース
看護学専攻博士前期課程

看護学専攻博士前期課程
看護学専攻博士前期課程
看護学専攻博士前期課程
看護学専攻博士前期課程

第4条関係

(授業科目及び履修単位数)

第4条 博士課程における専攻の授業科目及び履修単位数は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 修士課程における専攻の授業科目及び履修単位数は、別表第3及び別表第4のとおりとする。

3 学則第21条又は第37条の規定に該当する者のうち、別表第1、別表第2、別表第3又は別表第4に定める授業科目の履修を当該年次に履修できない者は、研究科長の許可を得て、当該年次を変更し、履修することができる。

第8条関係

(転入学等の場合の取扱い)

第8条 学則第12条から第14条までの規定により、転入学等を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに修学年限、在学年限については、医科学専攻博士課程委員会、看護学専攻博士後期課程委員会、医科学専攻修士課程委員会又は看護学専攻博士前期課程委員会の議を経て研究科長が決定する。

第11条関係

(課程修了の要件)

第11条 医科学専攻博士課程の修了の要件は、大学院に4年以上在学し、別表第1に定める授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究実績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

2 看護学専攻博士後期課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、別表第2に定める授業科目について16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究実績を上げた者については、2年以上在学すれば足りるものとする。

総合医科学コース、がん専門薬剤師養成コース、地域医療支援コース
タ養成コース、医療シミュレータ教育指導者養成コース
看護学専攻

看護学専攻
看護学専攻
看護学専攻
看護学専攻

第4条関係

(授業科目及び履修単位数)

第4条 博士課程における専攻の授業科目及び履修単位数は、別表第1のとおりとする。

2 修士課程における専攻の授業科目及び履修単位数は、別表第2及び別表第3のとおりとする。

3 学則第21条又は第37条の規定に該当する者のうち、別表第1、別表第2又は別表第3に定める授業科目の履修を当該年次に履修できない者は、研究科長の許可を得て、当該年次を変更し、履修することができる。

第8条関係

(転入学等の場合の取扱い)

第8条 学則第12条から第14条までの規定により、転入学等を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに修学年限、在学年限については、博士課程委員会、医科学専攻修士課程委員会又は看護学専攻修士課程委員会の議を経て研究科長が決定する。

第11条関係

(課程修了の要件)

第11条 博士課程の修了の要件は、大学院に4年以上在学し、別表第1に定める授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究実績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

(新設)

3. 修士課程の修了の要件は、大学院に2年以上在学し、別表第3及び別表第4に定める授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究実績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

別表第1 (第11条第1項関係) (省略)

別表第2 (第11条第2項関係) 別紙のとおり

別表第3 (第11条第3項関係) (省略)

別表第4 (第11条第3項関係) (省略)

2. 修士課程の修了の要件は、大学院に2年以上在学し、別表第2及び別表第3に定める授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究実績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

別表第1 (第11条第1項関係) (省略)

(新設)

別表第2 (第11条第2項関係) (省略)

別表第3 (第11条第2項関係) (省略)

別表第2（第11条第2項関係）

区分	授業科目名	配当年次	単位数		備考
			必修	選択	
専門科目	超高齢看護開発特講	1（前）	2		必修科目14単位修得すること
	安全ケアシステム開発特講	1（前）	2		
	研究方法特講	1（前）	2		
	超高齢看護学研究演習	1（通）	2		
	超高齢看護学特別研究	1・2・3	6		
関連科目	地域がん治療学	1（後）		2	選択科目から2単位以上修得すること
	がん医療社会学	1（後）		2	
	緩和ケア学	1（後）		2	
	環境医学Ⅰ	1（後）		2	
	環境医学Ⅱ	1（後）		2	
	医学・医療情報学Ⅰ	1（後）		2	
	地域医療学Ⅰ	1（後）		2	
	地域医療学Ⅱ	1（後）		2	
	総合診療学Ⅰ	1（後）		2	
	総合診療学Ⅱ	1（後）		2	
	臨床医学と社会・環境医学への高度情報学の応用	1（後）		2	
	知的財産と社会連携	1（後）		2	
機能性物質・食品の医療応用と環境影響	1（後）		2		
修了に必要な単位数		16単位			

島根大学大学院医学系研究科委員会規則（案）

[平成16年4月1日制定]

[平成16年島大医学部規則第5号]

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人島根大学管理学則（平成16年島大規則第1号）第50条第2項の規定に基づき、島根大学大学院医学系研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

（組織）

第2条 研究科委員会は、研究科長、副学部長（学部評価及び研究企画担当）及び研究科担当の教授を委員として組織する。

（審議事項）

第3条 研究科委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 教員の選考に関する事項
- 二 教育課程及び試験に関する事項
- 三 入学、休学、退学、懲戒その他学生の身分に関する事項
- 四 学位に関する事項
- 五 その他研究科の教育、研究及び運営に関する事項

（会議の招集及び議長）

第4条 研究科委員会は、研究科長が招集し、議長は研究科長をもってこれに充てる。

2 研究科長に事故あるときは、あらかじめ研究科長が指名した教授がその職務を代行する。

（定足数及び議決）

第5条 研究科委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。

2 議事は、出席委員の過半数により議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、第3条第4号の事項については、出席者の3分の2以上の多数により議決する。

（課程委員会）

第6条 研究科委員会に、医科学専攻博士課程委員会、看護学専攻博士後期課程委員会、医科学専攻修士課程委員会及び看護学専攻博士前期課程委員会を置く。

2 研究科委員会は、第3条に掲げる事項のうちから範囲を特定し、その審議を医科学専攻博士課程委員会、看護学専攻博士後期課程委員会、医科学専攻修士課程委員会及び看護学専攻博士前期課程委員会に付託することができる。

3 医科学専攻博士課程委員会、看護学専攻博士後期課程委員会、医科学専攻修士課程委

員会及び看護学専攻博士前期課程委員会に関する事項は、別に定める。

(事務)

第7条 研究科委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、研究科委員会の運営に関し必要な事項は、研究科委員会において定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 島根大学大学院医学系研究科修士課程委員会規則（平成16年島大医学部規則第46号）は、廃止する。

下線部分は、改正部分を示す。

改正後（案）	改正前
<p>第6条関係 （課程委員会）</p> <p>第6条 研究科委員会に、<u>医科学専攻博士課程委員会</u>、<u>看護学専攻博士後期課程委員会</u>、<u>医科学専攻博士前期課程委員会</u>及び<u>看護学専攻博士前期課程委員会</u>を置く。</p> <p>2 研究科委員会は、第3条に掲げる事項のうちから範囲を特定し、その審議を<u>医科学専攻博士課程委員会</u>、<u>看護学専攻博士後期課程委員会</u>、<u>医科学専攻博士課程委員会</u>及び<u>看護学専攻博士前期課程委員会</u>に付託することができる。</p> <p>3 <u>医科学専攻博士課程委員会</u>、<u>看護学専攻博士後期課程委員会</u>、<u>医科学専攻博士課程委員会</u>及び<u>看護学専攻博士前期課程委員会</u>に関する事項は、別に定める。</p>	<p>第6条関係 （課程委員会）</p> <p>第6条 研究科委員会に、<u>博士課程委員会</u>、<u>医科学専攻修士課程委員会</u>及び<u>看護学専攻修士課程委員会</u>を置く。</p> <p>2 研究科委員会は、第3条に掲げる事項のうちから範囲を特定し、その審議を<u>博士課程委員会</u>、<u>医科学専攻修士課程委員会</u>及び<u>看護学専攻修士課程委員会</u>に付託することができる。</p> <p>3 <u>博士課程委員会</u>、<u>医科学専攻修士課程委員会</u>及び<u>看護学専攻修士課程委員会</u>に関する事項は、別に定める。</p>